

いすみ市家具転倒防止事業助成金給付要綱

平成24年4月1日

告示第59号

(目的)

第1条 この告示は、地震における家具等の転倒等による被害から市民の生命及び財産を守るため、居住する住宅の家具等の転倒防止措置を講じた者に対して費用の一部又は全部を助成することにより、市民が安心して生活できる住環境づくりの推進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 家具等 たんす、食器棚、書棚その他これらに類する床置型（上下分離式で一体として使用するものを含む。）の家具（テレビ及び冷蔵庫を含む。）で、地震発生時の転倒等により生命に危険を及ぼす可能性のあるものをいう。

(2) 家具転倒防止器具 家具等の転倒等を防止するために有効な器具等をいう。

(助成対象者等)

第3条 この告示の助成対象者は、いすみ市内に居住し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) いすみ市の住民基本台帳又は外国人登録原票に記録又は登録されている者

(2) その他市長が特に必要と認める者

2 本事業の対象とする家具等は、主に起居する寝室又は居間等にあるものとし、前項の助成対象者において本事業の対象とする家具等は3台までとする。この場合において、上下分離式であっても一体として利用する家具は1台として扱うものとする。

(助成金の支給及び限度額)

第4条 助成金の支給は、家具等の転倒防止に要した費用とし、1申請者又は1棟の住宅について1回限りとする。この場合において、その限度額は、対象となる家具等が1台の場合は6,000円、2台の場合は8,000円、3台の場合は1万円とする。

(遵守事項)

第5条 この助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、本事業を利用するに当たっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 家具転倒防止器具取付け作業後、当該家具等の移動等による家具転倒防止器具の取外しの依頼をしないこと。

(2) 家具転倒防止器具取付け完了の承諾後、家具及び家屋に係る損害賠償請求をしな

いこと。

- (3) 家具転倒防止器具取付け後、災害時等に家具転倒防止器具を取り付けた家具等により転倒事故が発生しても、いすみ市及び取付けを行った者に補償等を請求しないこと。

(助成金の申請)

第6条 申請者は、いすみ市家具転倒防止事業助成金給付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、市長に申請するものとする。

- (1) 家具転倒防止器具取付工事に関する経費の見積書等(単価、数量及び作業費が確認できる資料)
- (2) 家具転倒防止器具取付工事着手前の状況を明らかにする写真
- (3) いすみ市家具転倒防止器具等取付承諾書(様式第2号)(持家でない場合に限る。)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、当該申請に係る家具転倒防止器具取付け場所を実地調査した上給付の適否を決定し、いすみ市家具転倒防止事業助成金給付決定(却下)通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(変更の申請及び決定)

第8条 申請者は、前条の規定による通知を受け、本事業を実施した後において、本事業の内容が変更になったときは、いすみ市家具転倒防止事業助成金変更給付申請書(様式第4号)に変更内容のわかる書類を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、助成金給付決定額に変動を生じない変更の場合は、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、内容を審査し適当と認めるときは、いすみ市家具転倒防止事業助成金変更給付決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

(辞退)

第9条 申請者は、第7条の決定を受けた後においてこれを辞退するときは、速やかにいすみ市家具転倒防止事業辞退届(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(本事業の実施等)

第10条 本事業は、対象者の住宅において、いすみ市が実施する家具転倒防止器具取付講習会を受講した者が、家具等を床、柱、壁等に固定するための家具転倒防止器具を取り付けることにより実施する。

- 2 いすみ市が実施する家具転倒防止器具取付講習会を受講できる者は、市内在住の者又は市内の施工業者の社員とする。

(身分証明書の交付)

第11条 市長は、いすみ市が実施する家具転倒防止器具取付講習会を受講した者に身分証明書（様式第7号）を交付する。

2 家具転倒防止器具の取付けをする者は、本事業の実施に当たって対象者の住宅を訪問する場合は、身分証明書を携帯し、申請者又はその他の関係者から請求のあったときは、これを提示しなければならない。

（家具転倒防止器具取付工事完了届）

第12条 申請者は、家具転倒防止器具取付工事が完了したときは、市長にいすみ市家具転倒防止器具取付工事完了届（様式第8号）を提出するものとする。

（完了の確認及び助成金の給付）

第13条 市長は、申請者より提出のあった前条に規定するいすみ市家具転倒防止器具取付工事完了届の内容を確認し、いすみ市家具転倒防止器具取付工事確認調書（様式第9号）を作成するとともに、いすみ市家具転倒防止事業助成金請求書（様式第10号）を提出させ、助成金を給付するものとする。

（代理受領）

第14条 請求者は、助成金の受領を第10条に規定する事業者に委任することができる。この場合において請求者は、委任状（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

（給付決定の取消し及び助成金の返還）

第15条 市長は、給付決定者が虚偽又はその他の不正の手段により本事業の決定を受けたことが判明したときは、その決定を取消すとともに既に助成金を給付しているときは、当該助成金の返還を命ずることができる。

（台帳の整備）

第16条 市長は、対象住宅の家具転倒防止器具取付状況を明らかにするため、いすみ市家具転倒防止事業助成者台帳（様式第12号）を整備するものとする。

（委任）

第17条 この告示に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、公布の日から施行する。

（いすみ市ひとり暮らし高齢者等家具転倒防止事業助成金給付要綱の廃止）

2 いすみ市ひとり暮らし高齢者等家具転倒防止事業助成金給付要綱（平成21年いすみ市告示第58号）は、廃止する。

（廃止に伴う経過措置）

3 この告示の施行の日の前日までに、いすみ市ひとり暮らし高齢者等家具転倒防止事業助成金給付要綱の規定によりなされた決定、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。